

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

2022年4月1日から改正個人情報保護法が施行されました。

対応は大丈夫でしょうか？

念の為、【1】皆様への情報提供の最後の方にポイントを整理しておきました。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

時々ご質問いただきますが、このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

---

【1】皆様への情報提供

---

★京都総合法律事務所主催セミナー★

まもなく締め切り！

【2022年4月21日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

『育児介護休業法改正対応セミナー（無料オンライン 60分早わかり）』

<https://bit.ly/3L1m9J4>

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

弁護士伊山正和による渾身の解説記事もあわせてご覧ください。

<https://bit.ly/3JFcGH2>

## ◆労務◆

### 【団体交渉（誠実交渉義務）】

2022年3月18日、最高裁判所が、山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件において、

「使用者が誠実に団体交渉に応ずべき義務に違反する不当労働行為をした場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は、使用者に対して誠実に団体交渉に応ずべき旨を命ずることを内容とする救済命令を発することができる」

旨の判断を示しました。

その理由は次のとおりです。

「団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないと認められる場合には、誠実交渉命令を発しても、労働組合が労働条件等の獲得の機会を現実に回復することは期待できないものともいえる。しかしながら、このような場合であっても、使用者が労働組合に対する誠実交渉義務を尽くしていないときは、その後誠実に団体交渉に応ずるに至れば、労働組合は当該団体交渉に関して使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができるようになるとともに、組合活動一般についても労働組合の交渉力の回復や労使間のコミュニケーションの正常化が図られるから、誠実交渉命令を発することは、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図ることに資するものというべきである。」

団体交渉に対しては、協議事項について折り合う余地がない場合であっても誠実に対応しなければならないというのが基本的な考え方となります。

団体交渉については、こちらの記事もご覧ください。

#### ●団体交渉・労働組合対応

<https://bit.ly/3OkCif6>

#### ●会社の経営に関する事項は団体交渉の対象となるのか

<https://bit.ly/3rsZ1Mb>

#### ●団体交渉の開催に条件をつけてはいけない？

<https://bit.ly/3L2UTdy>

### 【無期転換直前の雇い止めが有効となった事例】

横浜地裁川崎支部令和3年3月30日判決（日本通運川崎雇い止め事件）をご紹介します。

5年を超えて更新しない条件で労働契約を締結後、5年経過時に雇止めされた契約社員が、「契約更新期間の制限は、無期転換権の回避が目的で無効」と訴えました。

その結果、

- ① 当初から更新上限を定めることは、直ちに違法にはならない。
- ② 労使協議で社内ルールを定めて契約期間は5年を上限としている。
- ③ 他の契約社員も5年までで契約が終了している。
- ④ 従業員側は「説明を受けていない」と主張したが雇用契約書には明記。

という事実にもとづき、契約更新の期待は合理的といえず、雇止めは有効と判断されました(会社側勝訴)。

#### 【アカデミックハラスメント】

アカデミックハラスメントが教育機関を悩ませる大問題となっています。

アカハラ対応の注意点等について、運用規程やマニュアルの整備は当然として、**現実の問題は、むしろその運用面にある**ことについて、弁護士伊山正和が以下の記事で解説しました。

<https://bit.ly/3EiVyVH>

#### ◆事業承継◆

##### 【事業承継ガイドライン】

事業承継ガイドラインが5年ぶりに改定されました。

この30年間、経営者の平均年齢は一貫して上昇を続け、**2020年には経営者の平均年齢が初めて60歳を超えました。**

2025年には団塊の世代の方全員が75歳以上となり、事業承継は待ったなしの状況に至っています。

**親族内承継**だけでなく、**従業員承継**や**第三者承継(M&A)**も増加しています。

事業承継ガイドラインでは、

- ・事業承継に向けた早期取組の重要性(事業承継診断の実施)
- ・事業承継に向けて踏むべき5つのステップ
- ・地域における事業承継支援体制の強化の必要性

の3点を中心に、中小企業における円滑な事業承継に必要な取組等が紹介されています。

**事業承継に向けて踏むべき5つのステップ**とは、

- ステップ1：事業承継に向けた準備の必要性の認識
- ステップ2：経営状況・経営課題等の把握(見える化)
- ステップ3：事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)
- ステップ4-1：事業承継計画の策定(親族内・従業員承継の場合)
- ステップ4-2：M&Aの工程の実施(社外への引継ぎの場合)
- ステップ5：事業承継・M&Aの実行

です。

そのほか、「円滑な廃業に向けた事前準備」や「廃業や廃業後の生活をサポートする仕組み」についての説明もあり、事業承継に携わる者にとって必読のものとなっています。

事業承継ガイドラインはこちらです。

<https://bit.ly/37PvWUd>

#### ◆知的財産◆

##### 【色彩商標】

チキンラーメンのパッケージの配色が商標登録されました。

あの白とオレンジ色のストライプ状の色彩です。

平成30年（2018年）7月に出席され、約3年の審査を経て登録に至ったようです。

平成26年の商標法改正により、文字や図形以外のものについても商標登録することが認められました。

色彩商標とは、単色又は複数の色彩の組み合わせのみからなる商標であり、身近な登録例としては、コンビニの看板の色彩を挙げることができます。

##### 【不正競争】

警察庁のまとめによりますと、2021年の1年間に警察が不正競争防止法違反で検挙したのは、前年比11人増の49人で、過去最多だったようです。

受理件数は60件で、前年より23件増とのことでした。

ちなみに、著作権違反の検挙件数は148件（前年より36件増）、検挙者は149人（前年より26人増）とのことでした。

知的財産権侵害に対する監視の目が光っています。

##### 【知的財産にまつわるトラブルへの対応方法】

知財チームが総力を結集し、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しました。

これを読めば、知的財産に関することは一通り理解できると思います。ぜひご覧ください。

<https://bit.ly/3KJqLUUp>

#### ◆広告・販売規制◆

##### 【空間除菌に対する優良誤認表示（措置命令）】

2022年4月13日、東京高裁が、二酸化塩素ガスで空間除菌を謳う商品について、主力商品の置き型も含め、広告に根拠は認められないとする決定を出しました。

今後の展開に注目です。

#### 【認知機能に係る機能性表示食品に対する改善指導】

認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品について、令和4年2月末現在で223件の商品が販売されています。

認知機能が改善できることを強調した誇大広告は、認知症や物忘れが予防・改善できるものと一般消費者に誤認されやすく、誤認が生じた場合、適切な診療等の機会を逸してしまうおそれがあるため、消費者庁が、改善指導に乗り出しています。

そして、3月31日には、**115社131商品が対象となる大規模な改善指導**が行われ、業界に衝撃をもたらしました。

#### 【二重価格表示に対する有利誤認表示（措置命令）】

ある研修について、「通常価格〇〇円」、「キャンペーン価格〇〇円」と比較して宣伝していたものの、通常価格で開講していた実績が無かった事案に対して、措置命令が発せられました。

比較対照価格を用いるためには、通常価格について一定の条件を満たす必要があり、その条件を満たさない場合、有利誤認表示として措置命令の対象となります。

#### 【効果・効能に対する優良誤認表示】

実際には、アルコールを分解したり、二日酔いを防止・緩和したりするといった効果・効能が無いにもかかわらず、そのような効果・効能があると誤認させる広告表示について、適格消費者団体からの差止請求を受け、広告を停止した事案がありました。

#### 【原材料に対する優良誤認表示】

実際は綿100%ではないウエス生地が含まれていた商品に「リサイクル綿100% メリヤスウエス」、「品質：綿100%（Tシャツ・肌着と同等生地）」と表示していたことについて、措置命令が発せられました。

#### ◆消費者契約法により無効となりかねない契約条項シリーズ◆

適格消費者団体からクレームがついて変更せざるを得なくなった契約条項をご紹介します。

#### 【消費者契約法 8 条関係】

消費者契約法 8 条は、**事業者の損害賠償の責任を免除する条項等を無効とする条項**です。

例えば、次のような条項が無効となり得ます。

- 当社は、本サービスの全部または一部の変更、追加または終了したことによる損害に関し、一切の責任を負いません。
- 当社は、本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する損害に関し、一切の責任を負いません。
- 当社は、本サービスの利用により発生した利用者の損害について、一切の損害賠償責任を負いません。
- 当社は、本サービスに発生した不具合、エラー、障害などにより本サービスが利用できないことによつて引き起こされた損害については、一切の賠償責任を負いません。
- 会員は、決済に関して第三者との間で紛争が発生した場合、自己の責任において解決するものとします。当社は、当該紛争に関し、一切の責任を負いません。
- システムの障害（バグ等）により誤った入札金額で入札された場合など、入札予約ツールを使用したことによつて発したいかなるトラブル・損害についても、当社は一切の責任を負いません。
- 疾病及びその他の事故、紛失及び毀損、公共交通機関及び道路事情等による遅刻や事故及び本大会における感染症への感染又は感染者への濃厚接触（これに付随関連して発生する一切の損害を含む）について、主催者は一切の責任を負いません。

#### 【消費者契約法 10 条により無効となりかねない契約条項】

消費者契約法 10 条は、**消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする条項**です。

例えば、次のような条項が無効となり得ます。

- 相続の開始があったときは期限の利益を喪失します。
- 車輛、付属品、下取りを含め契約内容の変更、キャンセルはお受けいたしかねますのでご了承ください。
- 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本サービスの利用契約の全部若しくは一部を解除し又は本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ・支払いの停止、仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
  - ・手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ・公租公課の滞納処分を受けた場合

- 会員は、退会または休会するまで、利用料金の支払を継続し、如何なる理由によっても、支払義務を免れないものとします。
- 当社は、如何なる理由によっても、既に支払われた利用料金を、一切払い戻しいたしません。
- お届けした商品の不良に関しましては、当社で不良とみとめられるもの以外については、返品・交換などは一切お断りしております。
- 過剰入金・重複入金の返金はいたしません。
- 商品に関する危険負担および所有権等は、当社が商品の運送人に引き渡した時点で、お客様に移転します。危険負担および所有権等の移転後の商品の紛失、盗難に関しては、当社およびその関連会社は責任を負いません。

#### ◆改正個人情報保護法◆

皆様にとって重要な改正は次の5つであると思われるので、ご紹介します。

##### <改正点1：本人の権利保護の強化>

- ・6か月以内に消去する短期保存データも、「保有個人データ」に含まれるようになった。
- ・これまで原則として書面で行われることが原則とされていた保有個人データの開示について、これからは、開示方法を指定できるようになった。
- ・個人情報の利用停止、消去請求権、第三者への提供禁止請求権の要件が緩和された。
- ・個人データの授受についての第三者提供記録が、本人による開示請求の対象となった。

##### <改正点2：事業者の責務の強化>

- ・個人情報が漏えい等した場合、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知することが義務となった。
- ・違法、不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を明文で禁止。
- ・提供先の第三者が、「個人関連情報」（例：Cookieのような識別子情報）を個人データとして取得することが想定される場合には、個人関連情報を第三者に提供するに際し、本人の同意が得られているかどうかの確認義務を負うことになった。

##### <改正点3：事業者の負担軽減>

- ・保有している個人情報データが仮名加工情報に該当する場合、漏えい等の報告義務、開示請求、利用停止等が適用対象外となった。

##### <改正点4：法令違反に対するペナルティの強化>

- ・措置命令や報告義務違反の罰則について法定刑を引き上げた。
- ・法人に対する罰金刑を引き上げた。

#### <改正点5：外国の事業者に対する罰則の追加>

- ・日本国内にある者の個人情報を取り扱う外国の事業者も、報告徴収や立入検査等の対象となった。

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

#### ①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

#### ②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://bit.ly/3u06BQN>



### 【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://bit.ly/3r3KEhj>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円〜）も可能です。

<https://bit.ly/3IKII4H>

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

#### <基本>

1広告あたり2万7500円（税込み）

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

#### <代替表現のご提案>

+2万7500円（税込み）

#### <継続的なご依頼>

月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://bit.ly/3u4h5li>

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://bit.ly/3IERdNI>

---

### 【3】セミナー案内

---

【2022年4月21日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

『育児介護休業法改正対応セミナー（無料オンライン 60分早わかり）』

<https://kyotosogo-law.com/post-4086/>

パワハラ防止法だけでなく、改正育児介護休業法も4月1日から順次施行されます。

- 2022年4月施行の育児・介護休業法の内容を知りたい
- 社内の育児・介護休暇制度の運用方法がわからない
- 育児・介護休業に関する従業員とのトラブルを未然に防ぎたい
- 男性育休を推進することに企業のメリットがあるのかを知りたい
- 社内の育児・介護休業に関する規則を整備したい

という皆様に向けて無料オンラインセミナーを開催します。

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

---

### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.12 を発行しました。

- 特集 パワハラ防止法全面適用

パワハラ防止法が中小企業も義務化。

もし社内でパワハラが起きたら企業はどのように対応すればよいのか。 (弁護士伊山正和)

バックナンバーは…

<https://bit.ly/3IL81Tp>

#### 【編集後記】

2022年4月号、いかがでしたでしょうか？

電車に乗る機会が減ったせいか、本を読む時間が減ってしまっていました。

これではいけないと思い、最近、オーディオブックを導入しました。

これは超オススメです。

倍速でも十分に聴き取れるので、これまで読みたかった本をどんどん聴いています。

もっと早く利用を始めれば良かったですが、「これからの人生で今が一番若い日」ですよ。

せっかくなので、聴本の中から印象に残った内容をご紹介します。

『サピエンス全史』（ユヴァル・ノア・ハラリ氏）の農業革命のパートから、

「現在地球上で最も繁栄している生物は、人類ではなく小麦だ。」

「人類が小麦を栽培化したのではなく、小麦が人類を家畜化したのだ。」

今月の明るい話題は、2月号のメルマガで「今年の注目選手」として挙げた千葉ロッテマリーンズの20歳・佐々木朗希投手が達成した、日本球界28年ぶりの完全試合ですね！

誠におめでとうございます！！

4月17日の試合でもあわや2試合連続完全試合のピッチング。

完璧な内容でも色気を出さず、8回102球でスバツと交代させた井口監督の判断は、大船渡高校野球部前監督・國保陽平氏の英断に通じる素晴らしい決断だと思います。

佐々木投手が桁違いなのはもちろんですが、キャッチャーの松川虎生（こう）捕手にもご注目ください。

松川捕手は、私の地元である和歌山市にある市立和歌山高校から2021年のドラフト1位で入団したばかりの18歳です。

2021年のドラフトは、市立和歌山高校でバッテリーを組んだ小園健太投手と松川捕手が、それぞれドラフト1位で指名されるというエキサイティングなものでしたが、その松川捕手がプロ入り早々開幕スタメンとなり、4月には完全試合のバッテリーとなる。

新たな楽しみが生まれました。

阪神タイガースは、まあ、こういう辛いときもありますね。

F1 もレッドブルにとって辛い状態が続いていますね。

ホンダが撤退した途端マシントラブル続出とは…

こういう辛いときは、三洋電機元副社長・後藤清一氏の名言を思い出しましょう。

「何も咲かない寒い日は下へ下へと根を伸ばせ。やがて大きな花が咲く。」

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://bit.ly/3L4nUpD>

知的財産にまつわるトラブルへの対応方法

<https://bit.ly/3KJqLUUp>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)